

中型・大型(牽引)免許取得助成事業要綱

(公社)大分県トラック協会

〔目的〕

第1条 この要綱は、(公社)大分県トラック協会(以下「県ト協」という。)が、トラック産業の安定した輸送を維持するため、トラックドライバーの自動車運転免許の資格取得を促進することにより、労働力の確保を図ることを目的とする。

〔助成対象者〕

第2条 助成対象者は、従業員に「準中型」・「中型免許」または、「大型免許(牽引免許も含む)」を取得させるため、その費用を負担した会員事業者とする。

〔助成対象要件〕

第3条 助成対象要件は、次の各号について全てを満たすこととする。

- 1 従業員が、当該年度4月1日以降に自動車学校または教習所(教習所の所在は県内外を問わない)に入校し、2月末日までに免許を取得した者であること。
- 2 助成人数は、1事業者あたり2名までとする。
- 3 助成対象となる申請事業者は、県ト協の所定の義務を満たしていることとする。

〔助成上限額〕

第4条 1人当たりの助成上限額は次のとおりとし、助成交付額が第4条に定める予算総額に達した時点で終了するものとする。

免許種別	1人あたり助成上限額
中型	20,000円
大型(牽引免許を含む)	40,000円
限定解除(8t. 5t)	20,000円

※ 中型免許は、車両総重量が7.5トン以上11トン未満の車両が該当します。

※ 大型免許は、車両総重量が11トン以上の車両が該当します。

※ 牽引免許は、車両総重量が750kg以上の被牽引車が該当します。

〔申請受付期間〕

第5条 助成の申請受付期間は、当該年度4月1日から2月末日までとし、当該年度4月以降実施したものを、原則四半期ごとに、その期間中に清算を終了した分をとりまとめて翌月(7月・10月・1月・3月の都度)の20日までに、必要な書類を添えて県ト協に提出しなければならない。

〔申請書類〕

第6条 会員事業者は第6条に定める期日に次の書類を県ト協に申請する。

- 1 準中型・中型・大型(牽引)免許取得助成事業助成金交付請求書(様式1)
- 2 取得後の運転免許証(写)
- 3 教習所(自動車学校を含む)の入校日を証明する書類(写)
(入校証・IDカード等)
- 4 教習所(自動車学校を含む)への支払いを証明する書類(写)
〔教習所発行の領収書(写)〕

※ 領収書(写)は、会社宛又は事業主宛のみ有効で従業員個人宛の領収書(写)は不可とする。

〔交付決定〕

第7条 県ト協は会員事業者から第7条の申請があったときは、速やかに審査し、当要綱に付した条件に適合すると認めるときは交付の決定を行い、中型・大型(牽引)免許取得助成金交付決定通知書(様式2)により会員事業者に通知する。

〔助成金の交付〕

第8条 県ト協は会員事業者から第7条の申請があったときは、速やかに審査し、当要綱に付した条件に適合すると認めるとき、会員事業者に対し助成金を交付する。

〔助成金の返還〕

第9条 提出された書類の内容に虚偽の事実が判明した場合は、助成金を返還しなければならない。

〔その他〕

第10条 この要綱に定めのない事項が発生した場合、労働委員会において協議し、議決するものとする。

〔附則〕

本要綱は、平成26年4月1日から適用する。

平成27年4月1日 一部改正

平成28年4月1日 一部改正

平成29年4月1日 一部改正

平成31年4月1日 一部改正

別表： 準中型・中型・大型(牽引)免許助成金額一覧表

免 許 種 別	1人あたり助成上限額	
	大分県トラック協会	全日本トラック協会
準中型		40,000円
中型(8t限定解除を含む)	20,000円	
大型(牽引免許を含む)	40,000円	
5t限定解除	20,000円	25,000円

※ 全日本トラック協会の助成金は、年度内において、1事業所 100,000円を限度